

令和2年4月17日
保健体育課
県立学校課

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための
県立学校における臨時休校の延長について

昨日、国において、新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、改正新型インフルエンザ対策特別措置法に基づき、全都道府県に緊急事態宣言が発令されました。

今後、県内における感染拡大が懸念されることから、児童生徒等の安全と健康の確保を図るため、次のとおり県立学校の休校措置の延長を行うことといたします。

なお、臨時休校の趣旨に鑑み、児童生徒等における不要不急の外出は厳に慎むよう各学校で指導するものとします。

1 県立学校の取扱い＜県立高校及び特別支援学校における共通の取扱い＞

- ① 臨時休校を5月6日（水）まで延長する。
- ② 臨時登校等については原則行わないものとし、やむを得ない事情があると認める場合には、3つの密（密閉、密集、密接）が同時に重なることを徹底的に回避する対策を実施したうえで行う。
- ③ 自宅待機が長期化する中、児童生徒等においては、学習に著しい遅れが生じることがないよう児童生徒等には計画的かつ適切な家庭学習を課すとともに、適度な運動に心がけるよう指導する。また、学習面、感染症等に対する不安やストレスに関する相談体制を構築するものとする。
- ④ 部活動については、引き続き原則休止の取扱いとする。

2 特別支援学校における独自の取扱い

- ① 家庭等や放課後等デイサービス事業所、支援関係機関と連携協力して、引き続き児童生徒等の居場所の確保に努めるものとする。
- ② 家庭等の事情により、やむを得ず自宅待機等が困難な児童生徒等については、学校において自主学習することも可能とする
- ③ 通学バスを運行している学校においては、送迎が困難な家庭等もあることから、状況に応じて臨時休校期間中も引き続き、運行することとする。
- ④ 給食の提供や寄宿舎の利用は行わないものとする。

3 その他

臨時休校の取扱いについては、今後の県内における感染状況や全国の状況等を踏まえて、変更することもあり得ることを念頭において感染症の拡大防止対策に万全を期すものとする。